

資料

No. 1 - 2

財源について

雇用保険の附帯事業について

雇用保険制度

失業を保険事故とし、その場合に必要な給付を行うこと等により、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、求職活動を容易にする等その就職を促進することが主たる目的

附帯事業

○ 保険事故である失業を予防し、その減少に資するもの

○ 安定した就職を促進し、失業を減少させるもの

等、雇用保険受給者を減らし、被保険者を増加させ、雇用保険財政に資する事業を実施

現行・雇用保険二事業(雇用安定事業、能力開発事業)を実施
※事業主のみの負担

求職者支援制度のメリット

- 求職者が訓練を受講し、技能を身につける等によって、安定した就職につながり、
 - ・ 被保険者となった後、失業しにくくなる
 - ・ 離職しても能力があるため、再就職しやすくなる
- 使用者が、技能の向上した人材を確保しやすくなる

現行基金訓練受講者の属性

○ 訓練申込み時の雇用保険受給状況について

- ・ 雇用保険の受給終了者、受給資格要件を満たさなかった者等 : 60.8%

※ 雇用保険受給終了者の受給終了からの期間

- ・ 1年未満 : 68.1%
- ・ 1年以上2年未満 : 14.5%

- ・ 雇用保険未加入者 : 39.1%

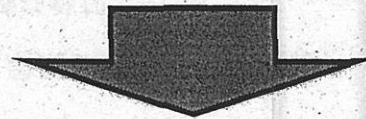
(例. 週所定労働時間20時間未満の者等)

うち、自営廃業、就業経験なしの者 : 7.2%

(雇用保険未加入者

のうち18.4%)

資料出所 職業能力開発局「基金訓練受講者向けアンケート調査」(平成22年2月時点調査)



平成22年の雇用保険法改正で、雇用保険の適用基準を「6か月以上雇用見込み」から「31日以上雇用見込み」に緩和(平成22年4月1日施行)。

これにより、雇用保険の被保険者が増加し、「雇用保険未加入者」の割合が減少して、「雇用保険の受給終了者、受給資格要件を満たさなかった者等」の割合は高まると見込まれる。

基金訓練による就職者の例

【例1 前職 外資系半導体メーカーSE(50代、男性)】

平成21年1月 リーマンショックによる企業買収が原因でリストラ(雇用保険失業給付受給)

平成21年11月 経験を生かす方向で数十社応募するも採用に至らず、訓練を希望

平成22年4月 「キャリア・コンサルタント養成科」を修了後、千葉県内でキャリア・コンサルタント関係業務に従事

【例2 前職 製造業検査業務(40代、女性)】

平成21年5月 7年間勤務していた会社をリストラで退職(雇用保険失業給付受給)

平成21年8月 数社応募するも決まらず、介護分野の訓練を希望

平成22年1月 「ホームヘルパー科」を修了後、ヘルパーの資格を取得。都内の老人保健施設において、介護関係業務に従事

【例3 前職 事務職(30代、派遣、女性)】

平成20年11月 3年ほど派遣で事務職をしていたが退職(雇用保険失業給付受給)

平成21年9月 子供を養う必要から正社員として安定した雇用を希望していたが見つからず、IT分野の訓練を希望

平成22年3月 「Webサイトデザインコース」を修了後、埼玉県内の会社において自社HP作成・メンテナンス業務に従事

【例4 前職 二輪車販売営業(20代、男性)】

平成20年11月 7ヶ月間営業をしていたが退職(被保険者期間が足りず、雇用保険失業給付は受けられず)

平成21年10月 自力で仕事を探すも見つからず、建設設計分野の訓練を希望

平成22年4月 「建設設計CAD科」を受講中に就職が決まり、神奈川県内の会社において給排水設備関係業務に従事

【例5 前職 電気工事アルバイト(20代、男性)】

平成21年頃 3年ほどアルバイトの仕事を続けていたが将来に不安を感じ退職

平成21年頃 介護分野の仕事に興味を持ち、面接会に参加するなど仕事を探すも、無資格・未経験では採用に至らず、訓練を希望

平成22年3月 「介護福祉サービス科」を修了後、ヘルパーの資格を取得。埼玉県内の特別養護老人ホームにおいて介護業務に従事